

リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言（2017 年度）

2017 年 9 月 29 日
公益社団法人リース事業協会

当協会では、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言を取りまとめて、政府の規制改革会議に提出した。

今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

1. 重点項目（2 項目）

- 補助金制度について【継続】
- 中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について【継続】

2. 競争政策（4 項目）

- 国とのリース契約について【継続】
- 地方自治体におけるリース契約について【継続】
- 入札制度について【継続】
- 公共施設の調達方法の多様化について【新規】

3. 環境（2 項目）

- 産業廃棄物の電子マニフェスト登録期限の見直しについて【継続】
- 総合リース会社の産業廃棄物の処分受託及び再委託について【継続】

4. 自動車（2 項目）

- エコカー減税の重量税額一覧の Excel 化及び閲覧システム化について【新規】
- 自動車税納税確認システムの閲覧について【新規】

5. その他（2 項目）

- ビッグデータの利活用について【継続】
- リース取引のストラクチャーに用いる S P C 向け融資等について【新規】

リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言（詳細）

1. 重点項目（2項目）

項目名	具体的内容・提案理由
補助金制度について 【継続】	【具体的内容】 ①リースが利用できない補助金事業について、リースにより設備を調達した場合も補助対象とすること。 (例)・私立学校施設整備費補助金（文部科学省） ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（経済産業省） ・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(環境省) ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国土交通省） ②リース・割賦の取扱いが購入と比べて著しく不利な補助金事業について、リース・割賦と購入の取扱いを同等とすること。 (例)・革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金（経済産業省） *購入（銀行借入により購入した場合も含む）の場合は設備の取得価額全額が補助対象となるのに対し、リース・割賦販売の場合は補助事業期間中に発生する経費のみが対象となり、契約期間が補助事業期間を超える場合は按分等の方式により算出された当該補助事業期間分の経費のみが対象となっている。 ③オペレーティング・リースを利用した場合も補助金事業の適用対象とすること。 ④リース対象の補助金事業について、リース期間を補助対象物件の法定耐用年数以上としている制度があるが、この制限について撤廃又は適正リース期間とする等の緩和をすること。 ⑤補助金制度の運用について、以下の改善を図ること。 a) 補助金返還義務の期間をリース期間に短縮すること。 b) 申請書類等について電子化・簡素化すること。また、リース期間中の管理方法等を明確化すること。 c) 貸手の地位譲渡、債権譲渡制限を撤廃すること。 d) ユーザーへの補助金の還元方法を柔軟化すること。 【提案理由】 ①・②・③について ・補助金事業は国の各種政策を促進するために行われている公的制度である。補助対象事業の政策目的を実現するために、使用者の設備調達方法の選択枝を拡げることで、対象事業の推進に繋がる。 ・リース・割賦を補助金事業の対象とすることにより、資金負担の余力が乏しい中小企業等の資金負担が軽減されるため、対象事業が更に促進され、政策目的（省エネルギー設備の代替促進、設備投資活性化、中小企業の生産性向上等）に大きく寄与するとともに、設備調達手法の競争が促進されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。 ・ユーザーは、リースが有する資金負担及び償却負担の平準化効果を活用可能となる。 ・設備調達手段は購入でもリース・割賦でもユーザーの経済的便益は概ね同一である。ユーザーの設備調達手段のイコルフッティングの確保という観点においても、購入、リース・割賦で適用の適否を決めることは合理的ではなく、リース・割賦を対象とすることで設備投資ニーズの強力な後押しとなる。 ・また、補助金事業ごとに、リース・割賦の適用の可否を定めるのではなく、例えば、各省庁の運用規程等において、リース・割賦の取扱いを定めるべきである。 ④について ・リース活用のメリットとして、設備の使用見込期間に合わせてリース期間を設定できることにあるが、実質的に法定耐用年数以上の使用が義務付けられていることから、リースでの設備利用ニーズを阻害している。また、企業においては、生産力の向上や省エネルギーを目的とした設備の更新、不採算部門の業務停止等に機動的に対応できず、財産処分制限により経済の活性化を阻害している。

	・補助金事業の対象となる設備は、技術革新による性能向上が著しく、製品のライフサイクルが短くなっている中で、処分制限期間の規定があることにより設備更新が抑制され、設備が陳腐化する。リース契約により補助金事業の対象設備を導入する場合には、財産処分制限期間を法定耐用年数から適正リース期間に短縮することにより、設備更新の促進、陳腐化を回避することができ、公正かつ自由な経済活動が促進される。 ⑤について a) 補助金返還義務が法定耐用年数（例えば、照明設備等の場合は15年）に及ぶことになり、リース会社は、その年数に亘りユーザーに対する信用供与をすることになるが、ユーザーが中小企業の場合、長期間にわたる信用供与が困難であり、中小企業を対象とした補助金を活用したリース取引を推進することができない。 b) 補助金事業に係る事務を電子化・合理化・明確化することにより、「働き方改革」に寄与することになる。 c) 事業再編の一環で、リース事業の営業譲渡、リース債権の譲渡等が行われるが、補助金の交付を受けたリース契約については、営業譲渡又は債権譲渡を行うことができない。企業においては、経済合理性の観点で、事業の選択集中を進めているが、営業譲渡又は債権譲渡を受けるリース会社が補助金に係る貸手の義務を承継するのであれば、これを認めない取扱い是不合理である。 d) 毎月控除する方法だけでなく、補助金相当額を一括してユーザーに還元する方法、初回リース料に充当する方法等、柔軟な還元方法を認めることにより、ユーザーの多様な要望に応えることができる。
ファイナンス・リース契約における中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について 【継続】	【具体的内容】 ・医療機器のファイナンス・リース取引に限定して、リース会社がユーザーに現状有姿で当該医療機器を売却する場合には、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。 【提案理由】 ・ファイナンス・リース取引は、ユーザー（使用者）とサプライヤーとの間で導入する設備を選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースする取引である。 ・ファイナンス・リース取引の開始以降、リース期間中におけるリース物件（医療機器）は、ユーザー(医療機関等)が、法令等を遵守して、善良な管理者の注意をもって業務のために使用し、また、ユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーをもってリース物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行い、リース物件が毀損したときはユーザーに修復責任があることから、リース期間が終了したリース物件は、ユーザーにより上記状態が担保されている。 ・ユーザーが、自己資金等で取得した場合とファイナンス・リース取引で導入した場合を比べても、医療機器を使用している期間中は、当該医療機器の安全性を確保するための保守・点検・整備の手続き等はまったく同一である。 ・これらの理由により、ファイナンス・リース取引の終了時の所有権の移転にのみ着目してリース会社に対し、製造販売業者宛の事前通知義務を課すことは極めて不合理であり、ユーザーに対して医療機器を現状有姿で譲渡する場合の通知義務を撤廃すべきである。 ・また、ユーザーの施設に医療機器が設置され、その使用状態等はユーザーが最も熟知していることから、例えば、ユーザーがリース会社に代位して、製造販売業者等への通知を行うことについて、法令上、容認されると理解できるが、これが容認されない場合は、この取り扱いを認めること。

2. 競争政策（4 項目）

項目名	具体的内容及び提案理由
国とのリース契約について 【継続】	【具体的内容】 ①国とのリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第 29 条の 12 について、地方自治法第 234 条の 3、同法施行令第 167 条の 17 と同様の改正を行うこと。 ②リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。 ③国庫債務負担行為の設定期間は、「原則 5 年度以内」とされているが、これを超える期間の設定を認めること。特に、「原則 6 年度以内」とする見直しを早急に行うこと。 ④情報システムの開発・改修について、現在、買取りにより調達されているが、ソフトウェア・リース、立替払い等の活用を促進すること。 ⑤第三者貸付方式の導入を促進すること。 【提案理由】 ①②について ・現在、国が OA 機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。 ・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 ・「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。 ③について ・実使用可能期間に合わせたリース期間の設定が可能となるほか、予算のさらなる平準化が図られる。「原則 6 年度以内」とすることについて、リース期間を 5 年とする場合が多い実態がある中、年度途中でリース期間が開始すると、「5 年度末」までのリース契約を締結し、あらためて「5 年度」を超える部分のリース契約を締結するという不合理な事務が国・リース会社の双方に生じる。 ④について ・買取りの場合、単年度で一括して予算が支出されることになるが、リース等を活用することにより予算を平準化することができ、情報システムの円滑な導入に資することができる。 ⑤について ・第三者貸付方式とは、メーカー等が第三者（リース会社）をして設備をユーザーに貸し付ける方式であるが、メーカー等による設備搬入及び保守、リース会社の設備貸付の業務分担が明確化するメリットがある。この方式は、すでに一部の国の機関等で活用されているが、これを促進することにより、リース物件の保守責任が明確化される。
地方自治体におけるリース契約について 【継続】	【具体的内容】 ①地方自治体における賃貸借契約（リース契約）について、例えば、地方自治体が別途保守契約を締結する、又は、リース会社が第三者に保守を委託することができる等、リース契約による設備調達方法を改善すること。 ②第三者貸付方式の導入を促進すること。 【提案理由】 ①について

	・地方自治体とリース会社のリース契約では、地方自治体が用意する指定契約書（賃貸借契約）が用いられることが多く、リース会社に賃貸設備の保守義務及び稼働責任を負わせている。 ・リース会社は専ら設備の調達機能を提供しており、メーカー等の第三者に保守等を委託することができなければ、賃貸設備の保守義務及び稼働維持を行う責務を果たすことが困難である。 ・地方自治体において、リース契約で設備を調達する場合は、リース契約とは別にメーカー等と保守契約を締結する、又は、指定契約書において、保守・稼働維持をメーカー等に委託することができる等、リース契約による設備調達方法を改善すべきである。 ②について ・第三者貸付方式とは、メーカー等が第三者（リース会社）をして設備をユーザーに貸し付ける方式であるが、メーカー等による設備搬入及び保守、リース会社の設備貸付の業務分担が明確化するメリットがある。この方式は、すでに一部の国の機関等で活用されているが、これを促進することにより、リース物件の保守責任が明確化される。
入札制度について 【継続】	【具体的内容】 ・地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。 【提案理由】 ・「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで（書類の綴じ方、使用ファイルの色、等）指定する地方自治体もある。 ・また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方自治体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。 ・2016年度の提言に対して、「地方自治法および同法施行法による規制はない。」との回答が示されているが、手続きを簡素化・統一化することにより、「地方自治体」及び「民間事業者」双方の事務効率化の促進に繋がる。
公共施設の調達方法の多様化について 【新規】	【具体的内容】 ・公共施設の「建設工事」に分類される入札に関して、「リース方式」によることも認めること。 【提案理由】 ・公共施設の新設又は大規模改修について、「リース方式」を認めることにより、国・地方自治体の初期投資負担の軽減や費用の平準化を図ることができ、公共施設の新設又は大規模改修が促進される。

3. 環境（2項目）

項目名	具体的内容及び提案理由
産業廃棄物の電子マニフェスト登録期限の見直しについて 【継続】	【具体的内容】 ・電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」とされているが、「3日以内」から「土曜日・日曜日・祝日」を除くこと。 【提案理由】 ・廃棄物処理法において、排出事業者の電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」（廃棄物処理法第12条の5第2項、同規則第8条の31の3）とされている。 ・産業廃棄物の管理上、本社管理部門において、自社の排出事業場と収集運搬業者の双方に排出実行の確認をした後に、電子マニフェストの登録を行っているケースがあり、産業廃棄物の引渡しの日時によっては、登録遅延が発生する事態が生じ得る。 ・2016年度の提言に対して、「検討に着手」する旨の回答がされているが、着手時期、検討状況等を明らかにし、早急に提案内容を実現すること。
総合リース会社の産業廃棄物の処分受託	【具体的内容】 ・全国に物件を所有している総合リース会社について、廃棄物の受託と適正な許可を取得している処分業者への再委託が可能な制度を新設する。

及び再委託について 【継続】	【提案理由】 ・総合リース会社においては、多種多様な物件を全国の顧客にリースしていることからリース終了時に物件の特性に応じて適正な処分を実施しており、廃棄と判断した物件に関しては処分許可を有する処分業者を選定して委託し、適正に廃棄処分を行っている。 ・顧客からリース会社に対して、リース物件以外の自己所有している物件についても処分を委託したいとの要請があった場合、リース会社がその処分を受託して、リース終了物件と同様に物件に応じて再使用可能な物件は中古品として再販し、再販不能な場合は物件に応じてその処分許可を保有している業者に再委託することが出来る制度を新設することを提案する。 ・現状、顧客においては、廃棄処分について不慣れな事例も多々あり、この提案が実現されることにより、不適切な処分を未然に防止することができ、安易な廃棄から中古品（再販品）として物件の再利用が促進され、運搬回数を削減することで運搬に伴う排ガス等の発生抑制等も促進される。
---------------------------------	--

4. 自動車（2 項目）

項目名	具体的内容及び提案理由
エコカー減税の重量税額一覧の Excel 化及び閲覧システム化について 【新規】	【具体的内容】 ・国土交通省が開示している「減税対象自動車一覧」について、現行の「PDF」形式から、それらのデータを編集、加工可能な「Excel」形式に変更すること。また、税制改正時にはデータ更新時期を早急に行うこと。 【提案理由】 ・初回継続車検や 2 回目以降車検の重量税額について、全て「減税対象自動車一覧」を参考に業務を遂行しているが、「PDF」形式では管理用に編集、加工できないため、事務手間と時間がかかる。 ・また、税制改正時のデータの更新時期が遅く、業務が遅延する。税制改正関連法案が成立する前であっても、そのことを前提条件と付した上で、データをできるだけ早く更新すること。 ・データ更新が遅くなることにより、車検月が 5 月の車両の重量税相当額を事前に整備工場へ振込みすることが出来ず、整備工場への重量税相当額の支払いが遅延する。 ・また、改造車などは「減税対象自動車一覧」に反映されておらず、その都度陸運支局（軽自動車は軽自動車検査協会）に重量税額を確認しているが、電話が繋がらない等、双方に過重な事務負担が生じている。
自動車税納税確認システムの閲覧について 【新規】	【具体的内容】 ・自動車税納税確認システム（JNKS）は、地方自治体と陸運支局の専用システムになっているが、第三者が閲覧できるようにすること。 【提案理由】 ・自動車税の納税確認は都度、自動車税事務所や陸運支局に電話等で問い合わせしているが、納税時期は電話が繋がらず、夜間は確認できず、相当な不便が生じている。 ・Web ネット上で「リサイクルシステム」のように登録番号、車台番号で誰でも納税確認が出来るようにすること。自動車税事務所や陸運支局及び整備工場、個人、法人すべてにメリットがあると考えられる。

5. その他（2 項目）

項目名	具体的内容及び提案理由
ビッグデータの利活用について 【継続】	【具体的内容】 ・人工知能技術を通して変化（品質向上）したデータの権利や権利の範囲について、法律又はガイドラインを策定すること。 【提案理由】 ・現状では、規制・法制度そのものは明確には存在せず、事業者間の個別契約で定めている。

	この現状がビッグデータの利活用推進の阻害要因になっていると考える。 ・強化学習等における人工知能技術は、ビッグデータの分析を通じ、品質が向上（変化）する。現行の法制度の下では変化したデータの権利や権利の範囲が不明確である。そのため、ビッグデータを保持する事業者は、他社へのデータ提供を躊躇し、自社又は資本関係のある関連企業以外への協業等が難しい。 ・ビッグデータを保持するリース会社等の事業者や、人工知能の技術を持つ事業者の協業や業務提携の加速を促し、両業界の発展に寄与する。
リース取引の ストラクチャーに用いるSPC向け融資等について 【新規】	【具体的内容】 ①リース取引等のストラクチャーに用いる 100%出資 SPC（ペーパーカンパニー）向けの融資について、貸金業法適用の対象外とすること。 ②リース取引等のストラクチャーに用いる 100%出資 SPC（ペーパーカンパニー）向け親子ローンを犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象外とすること。 ③一定の融資について、契約締結前の書面交付義務(法第 16 条の 2)及び契約締結時の書面の交付(法第 17 条)、情報格差是正を目的とする行為規制を適用除外とすること。 【提案理由】 ①について ・リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資 SPC（ペーパーカンパニー）がレッサー（もしくは資金拠出者）となる場合について、現状は、100%出資 SPC 向け融資は貸金業法適用対象となり、業法に沿った対応をしているが、このようなケースでは債務者保護のメリットはなく、過重な事務負担のみが発生している状況であり、懸かる融資について貸金業法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。 ②について ・リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資 SPC（ペーパーカンパニー）がレッサー（もしくは資金拠出者）となる場合について、SPC 向け親子ローンであっても、犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象取引となっているが、親子ローンが「ハイリスク取引」や「疑わしい取引」に該当することはないと思われる。斯かる取引について犯罪収益移転防止法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。 ③について ・リース取引等のストラクチャー上の理由等により、リース会社が融資を行うことがあるが、法人を借入人とする融資においては、借入人が貸金取引に係る適切なリスク判断を行った上で、反復継続的な取引を行っているケースが多く、借入人側の手続きが煩雑であるとの要望がある。 ・金融商品取引法では投資者保護を前提としつつ、リスクキャピタル供給を円滑化させるために「特定投資家制度」を設け、「特定投資家」と「一般投資家」に区分し、この区分に応じて金融取引業者等の行為規制の適用に差異を設け、規制の柔軟化を図っている(例：①過去 1 年以内に包括書面の上場有価証券等書面を交付、②過去 1 年以内に同一内容の禁輸商品取引契約の契約締結前交付書面を交付、③目論見書の交付等)。 ・貸金業法についても、借入人の保護を前提としつつ、マネーサプライを円滑化させるために、知識・経験・資力の状況から貸金取引に係る適切なリスクを行うことができるものを「特定借入人」と位置付けたうえで、契約締結前の書面交付義務(法第 16 条の 2)及び契約締結時の書面の交付(法第 17 条)、情報格差是正を目的とする行為規制の適用除外の検討も可能と思われる（特定借入人の例：適格機関投資家、国・地方公共団体・特殊法人・上場企業・貸金業者・一定の条件を満たす法人）。

以上